

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあたっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

誓 約 書

下記のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項第1号から第6号に該当しないことを誓約いたします。

記

第29条第1項

- 1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの（注）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 3 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 4 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 5 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(注) 主務省令で定めるものとは、精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者